

議 長	事務局長	次長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿  
(開会中)

委員会名	第4回 産業厚生常任委員会			
開会日時	令和3年6月23日 9時00分 開会			
	令和3年6月23日 12時01分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	委員定数8名中、出席者7名			
出席委員	大下 正幸	芦田 宏治	—	
	田邊 介三	—	熊高 昌三	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	石飛 慶久	
欠席委員	児玉 史則		—	
説明のため 出席したも の	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	市長	石丸 伸二	副市長	米村 公男
	市民部長	福井 正	福祉保健部長	大田 雄司
	産業振興部長	重永 充浩	建設部長	小野 直樹
	総合窓口課長	佐藤 弘美	環境生活課長	毛利 幹夫
	健康長寿課長	中野 浩明	健康長寿課特命担当課長	中村由美子
	保険医療課長	井上 和志	地域営農課長	三戸 法生
	商工観光課長	松田 祐生	建設課長	五島 博憲
	上下水道課長	聖川 学	上下水道課特命担当課長	佐々木 宏
	商工観光課課長補佐	小野 光基	総合窓口課窓口係長	西本 龍
	保険医療課医療保険年金係長	三宅佐由里	保険医療課介護保険係長	藤本 崇雄
地域営農課営農支援係長	見代 裕樹	商工観光課観光振興係長	藤堂 洋介	
出席した 事務局職員	議会事務局長	森岡 雅昭	議会事務局次長	國岡 浩祐
	総務係主任主事	岡 憲一	—	—



## 1. 会議日程

別紙のとおり

## 2. 会議に付した事件

### (1) 議案審査【福祉保健部】

- ①議案第 40 号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
- ②議案第 41 号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③議案第 42 号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ④議案第 43 号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑤議案第 44 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

### (2) 報告事項【福祉保健部】

- ①新型コロナウイルスのワクチン接種について

### (3) 報告事項【市民部】

- ①安芸高田市葬斎場あじさい聖苑運営状況について
- ②安芸高田市結婚縁結び事業について
- ③郵便局における特定事務の取り扱いの廃止について

### (4) 報告事項【産業振興部】

- ①安芸高田アグリフーズ株式会社について
- ②第 10 回高校生の神楽甲子園の開催について
- ③株式会社神楽門前湯治村の新体制について

### (5) 報告事項【建設部】

- ①道路整備基準について
- ②安芸高田清流園の資源化設備の休止の検討について

### (6) その他

- ①閉会中の継続調査について

### 3. 議事の経過

【開会 9:00】

○大下委員長		<p>ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているため、これより第4回産業厚生常任委員会を開会する。</p> <p>本日の議題は、お手元に配付している日程のとおり、5件の議案審査及び9件の報告事項を受けていく。</p> <p>議事に先立ち、石丸市長より挨拶を受ける。</p>
○石丸市長		(挨拶)
<b>(1) 議案審査【福祉保健部】</b>		
<b>①議案第40号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○大田福祉保健部長		本件は、今年度から広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものである。詳細は担当課長より説明する。
○井上保険医療課長		(議案書及び説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○金行委員		入院が14日、通院が4日までが出ると理解していいか。
○井上保険医療課長		入院が14日分、通院が4日分が上限というのは自己負担の上限である。一医療機関につき、一回500円であり、入院については7,000円が上限、通院は2,000円が自己負担の上限となる。
○大下委員長		<p>他に質疑はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>これより討論を行う。討論はあるか。</p> <p>(討論なし)</p> <p>討論なしと認め、討論を終結する。</p> <p>これより、議案第40号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決する。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。</p> <p>(起立多数) ※全員起立</p> <p>起立多数である。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。</p> <p>以上で、議案第40号の審査を終了する。</p>
<b>②議案第41号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</b>		
<b>③議案第42号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設</b>		

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

④議案第 43 号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

⑤議案第 44 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○大下委員長		執行部より説明を求める。
○大田福祉保健部長		本件は、介護保険法に基づく各事業について指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、各関係条例における条文の整備をするものである。詳細は担当課長より説明する。
○井上保険医療課長		(議案書及び説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○金行委員		議案第 41 号の件について何う。地域サービスについて利用者は要介護 1～5 認定者と書いてあるが、私の記憶では、要介護 1～2 の認定者は利用できないサービスがあるという認識がある。全員が利用できるかと解釈していいか。
○井上保険医療課長		地域密着型の特別養護老人ホームのことになるが、これは要介護 3 以上の方が対象となる。
○金行委員		それだけが 3 以上か。
○井上保険医療課長		その他については、要介護 1～5 の方が利用できるようになっている。
○金行委員		療養通所介護があったと記憶しているがそのようなサービスはあったか。
○井上保険医療課長		療養通所介護は地域密着型通所介護の一部に含まれていて、現在安芸高田市で実施している事業者はない。
○秋田委員		議案第 41 号の主な改正内容に「高齢者虐待防止の推進」を掲げてあり、大変重要なことだと思う。これまでも取組をしてきた経緯はあると思うが、主体的な見解を何う。
○井上保険医療課長		虐待防止についてはこれまでも自主的な取組はされてきた。今回の改正で改めて明文化するものである。 これについては国の指針に従うべき基準となっていて独自の運用はできないようになっている。
○秋田委員		これは義務となり、「委員会の開催、指針の整備、研修を実施」とうたっているため、それぞれの取組について指導はされるのか。
○井上保険医療課長		保険医療課において定期的に実地指導をしている。その際

		に書類の整備や虐待防止に関する研修の実施状況等検査して適切に指導している。
○熊高委員		「業務継続に向けた取り組みの強化等」と共通して書いてあり、令和5年度末までは努力義務ということだが、全体としてのレベル等を聞きたい。
○井上保険医療課長		令和5年度末までは努力義務となっており、各事業者コロナ感染対策にご尽力されているが、体制を整備されるところまではできていない。努力義務の期間を経て令和6年以降は確実に実施していくことになっている。それまでは実地指導する中で取組の状況等は助言していく。
○熊高委員		現状、同業種で差があるのか。
○井上保険医療課長		事業所によって差が出ないように実地指導で指導したいと考えている。
○熊高委員		現状は問題ないということでもいいか。
○井上保険医療課長		コロナ感染症対策については、国や県から対応についての指針が随時示されており、事業所に随時情報提供を行って従ってもらうようお願いをしている。
○熊高委員		第4条には災害のこともあるので避難訓練等義務付けるということだが、まずは現状が気になった。 また、一部加算があると言われたが、経営的にどう影響してくるか気になる。各施設の運営等がプラス側に向いていくのか心配だが見通しはどのように考えているか。
○井上保険医療課長		避難訓練等については各事業者独自で行っている。 加算については、厚生労働省が定める特別地域で事業を行っている事業所は報酬の10%が加算されることになっている。安芸高田市内には12の事業所があるが、そのうちの6つの事業所が適用されている。
○熊高委員		それぞれの地域のサービスが充実して市民に対して的確な提供ができるようにという方向だと思う。猶予期間も含めて体制を整えてもらうと同時に指導もしっかりしてもらいたいと要望しておく。
○田邊委員		虐待防止の件で、「担当者を定めることの義務付け」とあるが、専門的な知識のある人を新たに配置するのか、それとも今いる人員の中で担当を決めるということか。
○井上保険医療課長		今いる人員の中で担当する方を決めていただく。
○石飛委員		全て介護法の改正ということだが、介護法の最終改定はいつか。
○井上保険医療課長		厚生労働省令が出たのが令和3年1月25日である。
○石飛委員		いくつかの項目は施行日が違うが、全てにおいて令和3年4月1日が施行日だと思う。現場において遡っての適用が起

		こっているか伺う。
○井上保険医療課長		今回の条例改正の中で、義務付けられる条項についてはいずれも令和5年度末までの経過措置を設けている。人員緩和等については経過措置期間はない。各施設において国の省令については周知している。
○石飛委員		周知しているということは、各施設において既に運用しており一部負担金の値上げをしていることもあるということか。
○井上保険医療課長		今回の条例改正において利用者の負担が変わるということはない。
○石飛委員		現場において一部負担が増えていないということで安心した。施設の利用者から利用料が高くなっているという声が聞こえたので気になった。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 これより討論を行う。討論はあるか。 (討論なし) 討論なしと認め、討論を終結する。 これより、議案第41号から議案第44号までの4件を、一括して起立により採決する。 本案4件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。 (起立多数) ※全員起立 起立多数である。 よって、本案4件は、原案のとおり可決すべきものと決した。 以上で、議案第41号から議案第44号までの4件の審査を終了する。
<b>(2) 報告事項【福祉保健部】</b>		
<b>①新型コロナウイルスのワクチン接種について</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○大田福祉保健部長		当初資料を提出した時に65歳未満の状況についてお示しできるものがない状況であった。本日、本市の方向性を定めたので説明する。詳細は担当課長より説明する。
○中村健康長寿課特命担当課長		(説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○芦田副委員長		65歳以上の方のワクチン接種が非常にスムーズに実施されていることに担当者の努力に感謝する。もうすぐ65歳未満

	<p>の方の接種が始まるが、接種方法や申込方法等で効率化のために65歳以上の時から変更した点はあるか。</p>
○中村健康長寿課特命担当課長	<p>申込方法を少し変更している。65歳以上の方の申込は、1回目の申込をした段階で3週間後を2回目と設定した。65歳未満の方は仕事等都合もあることから1回目の予約と2回目の予約をそれぞれ取っていただくようにする。</p> <p>接種方法は集団なので変更はない。</p>
○石丸市長	<p>予約開始の時期が大きな影響が出るポイントであり、ネットの予約を優先させるようにしている。64歳以下の方もネットになじみのない方もいるとは思うが、接種券が届いて予約開始までは猶予があるので、自分で難しいという方がいればご家族や知人等に相談して7月7日に合わせて手伝っていただけるように調整も可能だと考えている。</p> <p>65歳以上の接種で課題があったとするならば予約受付開始時だと捉えている。最初に電話予約が混雑したことから、64歳以下においてはこのやり方であればかなり改善できるものと考えている。</p>
○芦田副委員長	<p>65歳以上の接種率が県内でも高い方だったので、65歳未満は広島県1位になるように効率アップをしてもらいたい。</p>
○石丸市長	<p>65歳以上の方も受けようかどうか迷っている方もいると思うし、受けたいが何らかの理由で申込をしていない方もいると思う。そういった方々を引き続き対応できるように、こちらからの啓発も含めて取り組んでいく予定である。</p>
○田邊委員	<p>円グラフのネットの部分は予約窓口でサポートした予約分も入っているのか。</p>
○中村健康長寿課特命担当課長	<p>含んでいる。</p>
○田邊委員	<p>接種した人は飲食店の割引券をあげる等のサービスをしているところもあるが、そのようなことを安芸高田市で実施することは考えているか。</p>
○石丸市長	<p>現時点では検討していない。接種率が高く、接種のペースが順調に進んでいるので、特段のインセンティブは用意しなくても大丈夫だと思っている。</p>
○熊高委員	<p>子供たちに接種することの賛否がある状況の中で、対象者を12歳以上にした理由を伺う。</p>
○中村健康長寿課特命担当課長	<p>国では当初は16歳以上を対象にしていたが、5月末頃に対象を12歳以上に引き下げたように記憶している。研究者の中でもいろいろ意見があるようだが、国が12歳以上から接種が可能と出したのでそれに沿って本市も対象に含めた。</p>
○熊高委員	<p>6月末に接種券を一斉に発送するということだが、市内の高校に通学する市外の方も含むと話をされた。この方たちに</p>



		対する通知はどのように考えているのか。
○中村健康長寿課特命担当課長		市外の方に対しては学校の協力もいただかないと難しいと考えている。案内を高校から保護者へ渡し、希望を募る等の検討をしている。
○熊高委員		65歳以上の接種の時も確認の文章があったと思うが、子供たちのことになると保護者の理解もいると思う。それについて危惧されることはないか。
○石丸市長		接種は年齢に限らず任意である。未成年は保護者同伴を条件にしており子供だけで受ける状況は想定していない。必然的に保護者の同意があって初めて接種ができる形である。
○熊高委員		今回も集団接種にした理由を伺う。
○中村健康長寿課特命担当課長		65歳以上の方は1箇所集まるのが難しい方も多かったのでは各町で会場を用意した。 この度は65歳未満の方なので、交通の便としては65歳以上の方よりは移動手段を多くお持ちだろうということで文化センター1箇所にした。 また、各町の接種状況を見ると個別接種だと接種が進んでいないところもあった。安芸高田市の人口規模にすると集団接種のほうが接種が進められるのではないかと考えたので集団接種にした。
○熊高委員		接種時間が日によって違うので周知徹底をして混乱のないようにしてもらいたい。 予定通りにするためにはワクチンの確保が一番だと言われたが、見通しの確認をしたい。
○大田福祉保健部長		本日も国の指針の中でファイザー製のワクチンが不足してきているとなっており、県の対策本部においても非常に苦慮されているところである。モデルナ製とファイザー製のワクチンが混在する状況は好ましくないと言われている。 現状では、接種計画をしっかりと作っている自治体にはファイザー製のワクチンをしっかりと回してほしいをお願いをしていきたいと思っている。
○熊高委員		取組によって確保がしやすくなるということだと思う。県内の状況からすると安芸高田市はどのあたりに位置するのか。
○大田福祉保健部長		本市ではまず集団接種、次に個別接種という形で進めていたので、希望の方の多くが接種している状況にあると思う。何位というのはないが、ご希望の方には接種がスムーズにしていると思う。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし)

		<p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で、新型コロナウイルスのワクチン接種についての報告を終了する。</p> <p>説明員入替のため 10 時 15 分まで休憩とする。</p>
<p>休憩【10：02～10：15】※説明員入替（福祉保健部退室、市民部入室）</p>		
<p><b>(3) 報告事項【市民部】</b></p>		
<p><b>①安芸高田市葬斎場あじさい聖苑運営状況について</b></p>		
○大下委員長		<p>執行部より説明を求める。</p>
○福井市民部長		<p>あじさい聖苑については、平成 25 年に供用を開始し、管理運営を平成 28 年から昨年度での更新を含め、株式会社五輪と指定管理契約を行っている。この間、あじさい聖苑では昨年からのコロナ禍を含め、安全な管理・運営に努めているところである。</p> <p>これまでの運営状況等、詳細について、担当課長から報告する。</p>
○毛利環境生活課長		<p>（説明資料により説明）</p>
○大下委員長		<p>これより質疑を行う。質疑はあるか。</p>
○熊高委員		<p>指定管理の議案審査の時に指定管理料の話があり、指定管理業者と協議していくらかの減額を求めていくということだったが、その結果について伺う。</p>
○毛利環境生活課長		<p>協議の結果、約 100 万円減額している。</p>
○熊高委員		<p>今回の報告のように火葬の状況、施設の利用状況等変わってきている。当初の指定管理料を試算した時と比べてどのように見込んでいくのか。試算と現実の違いをどのように受け止めて今後の指定管理料に生かしていくのか考えを伺う。</p>
○毛利環境生活課長		<p>あじさい聖苑での式がなくなると歳入部分が減ってくる。しかし、歳入部分は上乘せの部分だと考えており、貸館なので直接的な経費は少ないという思いでいる。火葬自体の運営で賄うように考えている。</p>
○熊高委員		<p>長期の指定管理になるわけなので、この影響が今後どのようになるのか、指定管理のあり方そのものに影響してくるのではないかという思いで聞いた。今後の見通しをどのように考えているか伺う。</p>
○毛利環境生活課長		<p>基本は火葬件数で指定管理を考えており、火葬件数は横ばいが続くのではないかと予想している。450 件から 480 件程度の件数をこなしていくということで指定管理の計画を立てている。</p>
○田邊委員		<p>葬斎場の能力に対して今の件数は何%くらい使われているのか。</p>

○毛利環境生活課長		計画では一つの炉が1年で300件を考えて作られている。3炉あるので900件は耐えられるように作られている。
○田邊委員		年間の火葬件数の現状が増えても対応できる能力があるのか。それとも今が限界なのか教えてもらいたい。
○福井市民部長		一日最大で6件はできるようになっている。火葬の状況に応じて一日8件等に増えた場合でも時間外での火葬は必要かと考えている。 年間にすると相当の余裕がある状況にある。
○田邊委員		白木の方が広島市の火葬場は遠いから安芸高田市へ行きたいが料金が高いから悩むという話を聞いた。市内同等くらいの料金にして件数を増やしていく考えはないか。
○毛利環境生活課長		そのような方針はなく、あくまでも市外の方は市外という方針でやっている。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で、安芸高田市葬斎場あじさい聖苑運営状況についての報告を終了する。
<b>②安芸高田市結婚縁結び事業について</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○福井市民部長		本事業については、結婚相談員並びに結婚コーディネーターの熱心な活動・献身的な取組をいただき、平成21年度の事業開始から59組の成婚実績があったが、令和2年度を持って事業を廃止した。 詳細については、担当課長から報告する。
○毛利環境生活課長		(説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で、安芸高田市結婚縁結び事業についての報告を終了する。
<b>③郵便局における特定事務の取り扱いの廃止について</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○福井市民部長		現在高宮町の来原・川根郵便局及び美土里町生桑・北郵便局ではG4FAXという専用FAXを使い住民票・印鑑登録証明書・税関係の証明書等を合併前から発行している。 しかし、今後の郵便局での業務については、社会情勢の変化、利用状況、また機器の更新等を判断した結果、事業見直しによる廃止に向け事務を進める。 詳細については、担当課長より報告する。

○佐藤総合窓口課長		(説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○熊高委員		設置当初は期待もあったが、結果を見れば少なくなっているのが実態である。これを設置した目的は、支所が遠い等の条件の悪い地域の人たちのためにやられていた。これに変わる取組を考えているか伺う。
○佐藤総合窓口課長		廃止後は、マイナンバーカードを利用してのコンビニ交付の利用や川根郵便局にあるキオスク端末でマイナンバーカードを利用いただいて証明書の発行をしていただく。また、距離はあるが支所や本庁の窓口をご利用いただく、さらには近くに市の職員がいれば職員に声をかけていただく等の願いをしたいと思う。
○熊高委員		キオスク端末は残るのか。実態としてどのように変わるのか。
○佐藤総合窓口課長		川根郵便局にあるキオスク端末は郵便局が設置したものであり、現在もマイナンバーカードで証明書の発行ができる状況である。川根郵便局ではそれに加えて G4FAX を利用した二つのサービスを提供していたので、川根郵便局のキオスク端末は今まで通り利用できる状況である。
○熊高委員		数が増えたところもあるが、地域の実情に応じて検討した結果でよいか。
○佐藤総合窓口課長		地域の実情等も考えて検討した。コンビニでの証明書交付の時間が午前6時半から午後11時まで利用が可能なのでこの時間帯でのコンビニ利用もしてもらいたいと考えている。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で、郵便局における特定事務の取り扱いの廃止についての報告を終了する。 説明員入替のため暫時休憩する。
暫時休憩【10:39~10:41】※説明員入替(市民部退室、産業振興部入室)		
<b>(4) 報告事項【産業振興部】</b>		
<b>①安芸高田アグリフーズ株式会社について</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○重永産業振興部長		現在、安芸高田アグリフーズ株式会社は施設の休止届を国に提出したうえで令和2年度決算事務等を行っている。施設の取り扱いについて方向性を決めた後、解散について総会で議決する予定である。詳細は担当課長より説明する。
○三戸地域営農課長		(説明資料により説明)

○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○熊高委員		経過の中で「安芸高田アグリフーズ株式会社の存続を主張しない」という回答を送ったということだが、主張しない理由を確認したい。
○三戸地域営農課長		基本協定において、「撤退を主張する者がある場合、その申し出から 30 日以内に存続を主張する者が株式を取得する」としている。市の内部と JA 広島北部と協議をする中で、広島駅弁当株式会社が抜けた状態でアグリフーズを継続させていくことは大変難しいと判断したものである。
○熊高委員		株式を取得してまで経営を継続することは、多方面からの視点で難しいということで、広島駅弁当が退くことになれば経営ができないと判断したということではないか。
○石丸市長		<p>広島駅弁当が抜けると表明された後に市と JA が協議をし、JA と一緒にするか話をしたが、JA もこの状況では続けられないだろうという意思決定をされた。</p> <p>そうなる市で直営でできるかどうか検討をしたが結論は不可能であった。理由は、安芸高田アグリフーズ株式会社というハコはあったが、中身が片付けられ始めていたという認識を持っている。広島駅弁当がアグリフーズを片付ける前提で内部を調整し始めていた。</p> <p>時期としては 2 月～3 月であり、4 月 1 日から給食事業を市が直営で続けられるかは実質的に不可能な状況にあった。市としては、選択肢が他になく、直営ではできないために他の業者を使って給食事業を継続する結論に至った。継続できる事業会社についても、急遽 2 月末から探し始めて 4 月 1 日に間に合う業者は通常ない。必然的に広島駅弁当のグループ会社である広島アグリフードサービスに委託する流れとなった。</p>
○熊高委員		結論はわかった。ここに至るまでの経緯で経営状況を踏まえていろんな対応ができると思うが、状況の確認はどこまでやったのか。市としては地元の農産物や米を第一の目標であったと思うが、ここに至るまでの対応等の経緯を伺う。
○三戸地域営農課長		<p>毎年総会や別途協議の場を設けて経営状況等の協議を進めてきた。総会時においては、米の価格の相談があり JA を含め米価の調整や協議を行ってきた。</p> <p>赤字が出てからは、仕入の仕方の見直しの提案や仕入先の変更を含めた形で調整を進めてきたが、新型コロナウイルスの関係もあり、新たな販売先の確保や経営改善に至らなかった現状にある。</p>
○石丸市長		3 年前から赤字に陥っており、赤字になった直後の株主総

	<p>会において市からの特段の指摘は記録には残っていない。それから 3 期連続の債務超過となっている。3 期連続というのは一つの目安だけであり、債務超過というのは事業体において深刻な事態である。これに対して市がどこまで危機感を持っていたかという、あまり見受けられないというのが私の感想である。</p> <p>この状況を議会に報告できていなかったというところにも大きな問題があったと認識しており、改めてお詫びを申し上げる。</p>
○熊高委員	<p>広島駅弁当はアグリフードという関連会社を持っており、新たに下関に給食センターの運営に応募していると聞き、経営というのは難しいという思いがした。</p> <p>総菜や米がなくなるが、これによる経済損失は市としてどれくらいになるのか。</p>
○三戸地域営農課長	<p>アグリフーズには年間 2 億円程度の地元からのお米の販売額があった。販売先の確保は全農を通じてとなると思うが、確保をやってもらうようになると思う。</p> <p>学校給食については安芸高田市産のあきろまんを広島アグリフードサービスへ供給できる体制を作っていた。</p>
○熊高委員	<p>米と野菜を含めて 2 億円ということか。</p> <p>米はアグリフードに供給して給食で配達しているということだが、野菜はどうなっているのか。</p>
○三戸地域営農課長	<p>野菜は別である。野菜は青ネギを中心に安芸高田アグリフーズに供給していたが、それについても別のルートでできるだけ販売していきたいと考えている。</p>
○秋田委員	<p>安芸高田アグリフーズ株式会社の事業継続の可否及び課題解決策について、株主三者の合意を前提に協議を進めていると書いてあるが、これについて説明を求める。</p>
○三戸地域営農課長	<p>広島駅弁当が撤退を表明されている中で、新たな施設の活用先の検討、地域振興施設としての活用方策の検討、それらを中心に施設の活用方法の検討に入っていきたいと考えている。</p> <p>譲渡や活用等する際には、補助金の取り扱い等の課題解決について株主 3 者合意形成をしながら取り組んでいきたいと考えている。</p>
○秋田委員	<p>スケジュール的にここまでは協議を終わらせたいという考えはお持ちか。</p>
○三戸地域営農課長	<p>現在、県を通じて国に施設の休止届を提出している。1 年～1 年半くらいが休止届の有効な期間と言われているので、1</p>

		年をめどに施設の取り扱い、今後の方針を整理していきたいと考えている。
○金行委員		土地と建物の名義を伺う。
○三戸地域営農課長		建物は安芸高田アグリフーズとなっている。土地は市の所有となっている。
○熊高委員		解散した時の補助金の最終的な負担はどのようになるのか。
○三戸地域営農課長		補助金の返還は、施設の譲渡益を補助金返還に充てていきたいと考えている。
○熊高委員		具体的な数値はわかるか。
○三戸地域営農課長		施設の活用策によって実際に異なってくる。単純に売却する場合は試算では約1億8,000万円弱が返還額となる予定である。
○熊高委員		方向が決まらないと補助金の返還額等は不明だと受け止めてよいか。
○三戸地域営農課長		その通りである。
○石飛委員		建物の名義は安芸高田アグリフーズということだが、この建物は公共施設にあたるのかどうか伺う。
○三戸地域営農課長		公共施設にはあたらないと認識している。
○石飛委員		株券は広島駅弁当から無償譲渡という形で戻ってくるのか。
○三戸地域営農課長		撤退の申し出があった場合、30日以内に撤退を主張する者の株を存続を主張する場合は存続するものが取得することになる。 存続を主張しない回答をしているので株式は今まで通りとなる。
○石飛委員		方向を定めて整理の段階では持株比率による案分になるのか。
○三戸地域営農課長		通常の清算の考え方で持株比率により資産がある場合には処分されると思う。
○田邊委員		給食であきろまんを使うということだが、以前の説明で米の仕入値が高いので安芸高田市産を100%は使えず安い仕入先で他の米を使ったと記憶している。 現時点で安芸高田市産の米を買ってもらおう契約ができていいのか。それとも今までの流れで使う予定だったものを広島アグリフードサービスが使っているという流れなのか。
○三戸地域営農課長		米の契約は秋に収穫された際に予約を取っていただいて翌年の供給量を協議で決めて契約をした上で販売をしている。 その中で学校給食分も確保していく形でJAとアグリフーズの供給契約をしている。

○田邊委員		今まではアグリフーズで契約をしていたということは、契約をし直したのか。引き継いだのか。
○三戸地域営農課長		給食の契約に関する詳細については答えることができるものを持っていない。給食分のあきろまんの確保についてはJAでやっているという回答はいただいている。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で、安芸高田アグリフーズ株式会社についての報告を終了する。 11時20分まで休憩とする。
休憩【11:07～11:20】		
<b>②第10回高校生の神楽甲子園の開催について</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○重永産業振興部長		第10回を迎える高校生の神楽甲子園の開催について概要を報告する。新型コロナウイルスの感染拡大により昨年は中止したが、今年は感染症拡大防止を徹底し開催する。詳細は担当課長より説明する。
○松田商工観光課長		(説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○熊高委員		この時期に元気が出る取組になると思うので、感染症対策ができればやればよいと思っていた。いろいろな策をされる中でPCR検査を事前に確認する取組はあるのか。
○松田商工観光課長		高校には2週間前から検温を実施してもらい、スタッフも2週間前から検温を実施する。PCR検査まではお願いしていないが、検温等で体調管理をしてもらうようお願いしている。
○熊高委員		信ぴょう性はわからないが簡易な検査もあるので、裏付けのあるものをしてもらいたいと思う。今後検討してもらいたいと要望しておく。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で、第10回高校生の神楽甲子園の開催についての報告を終了する。
<b>③株式会社神楽門前湯治村の新体制について</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○重永産業振興部長		株式会社神楽門前湯治村について、過日、取締役会を開催し資料のとおり新体制が承認可決された。社長を含む6人が辞任、役員は9人から5人に減数。新体制は市長が引き続き



		会長、社長には副市長が就任、他の役員には市から課長級の職員を専務として派遣、及び旧体制から残った取締役と監査役各一人の体制である。以上で報告を終わる。
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○熊高委員		新体制になってからの状況を伺う。
○松田商工観光課長		コロナ禍の状況で休業している期間が長くあった。新商品の冷凍夜叉等の取組を始めて軌道に乗ってきている状況である。月曜日から再開したので、今後状況を注視していきたいと考えている。
○熊高委員		安心できる取組かどうかを早急に示してほしい。 辞められた役員には規定に則って退職金は対応されたのか伺う。
○松田商工観光課長		退職金は規定に当てはめて支払っている。
○熊高委員		経営が厳しい中であるが満額出たのか。
○松田商工観光課長		満額ではない。
○熊高委員		個別の金額は個人情報なので聞かないが、規定が100%ならいくらの割合で出たのか。
○重永産業振興部長		満額ではないが、満額に近い金額ということで理解いただきたい。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で、株式会社神楽門前湯治村の新体制についての報告を終了する。 説明員入替のため暫時休憩する。
暫時休憩【11:30～11:31】※説明員入替（産業振興部退室、建設部入室）		
<b>(5) 報告事項【建設部】</b>		
<b>①道路整備基準について</b>		
○大下委員長		休憩を閉じて会議を再開する。 執行部より説明を求める。
○小野建設部長		道路整備をするにあたり、優先順位や緊急度等明確な基準を定めたものはなかった。市民の安心安全に加え透明性のある道路整備を行うため、道路整備基準を定めた。詳細は担当課長より説明する。
○五島建設課長		(説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○熊高委員		「特に必要があると市長が認めるもの」とあるが市長の恣意的な意見が通るのか。「特に必要があると市長が認めるもの」というのはどのような基準なのか。

○石丸市長	<p>恣意性を極力排除するためにこれを作った。そのため私から「この一文はいらないのではないか」と言ったほどである。市長の独断でできる余地を残して行政としていいのかと言ったところ、評価項目だけでやると不都合が生じる時がある。その時に裁量が必要ではないかと意見が出たので「行政施策上」という文言を追加してもらいまとめた。</p> <p>ちゃんと施策と紐づけて、何のために、どういう理由で市長が必要だと言っているのか、それを明らかにする意味が込められている。行政として何が必要なのか、どの道路が優先なのか、説明することによる見える化、市民へのわかる化のためにこの基準を作っている。</p>
○熊高委員	<p>評価項目に入れてもいい気がするがどうか。</p>
○石丸市長	<p>言われることはわかるが、基本的に市長個人の意思で決めるべきではないと思っている。特別なケースにおいて市長が判断する時もあるという例外で但し書きを入れている。基本的には評価項目で行政として適切に判断すべきという認識である。</p>
○熊高委員	<p>要望があって初めて評価をするのか。</p>
○五島建設課長	<p>生活道と考えているので地域の方の要望に基づいて評価をしたいと考えている。</p>
○熊高委員	<p>市道の中の生活道なのか。生活道の範囲がどこまで示すのか確認したい。</p>
○五島建設課長	<p>今考えているのは、生活道は集落間を結ぶ道路ではなく、集落間を結ぶ幹線道路に出るまでの集落内の所を考えている。</p>
○熊高委員	<p>具体的な道路を示してもらえばわかりやすいと思う。</p> <p>県道や国道との関係も出てくると思う。評価基準に県道等へのアクセスも入ってくるような評価になるのか。</p>
○五島建設課長	<p>迂回路の有無ということで判断をしたい。集落から1級等の2車線の道路に出るまでの道路を考えている。それについて迂回路や幅員等を配慮しながら点数をつけていきたい。</p>
○熊高委員	<p>一般市道についても適応させるのか。集落と集落を結ぶ道路だけというくくりではできない時も来ると思う。</p>
○五島建設課長	<p>生活道という定義は非常にあやふやな部分がある。それについては、今は生活密着道と考えているが、今後やっていく中で修正を加えながら考えていきたいと思う。</p>
○熊高委員	<p>今はないと思うがこれまで取り付け道の舗装の補助があったと思う。これとは別かもしれないがいろんなところに影響してくる気がするので、それらも含めて検討の余地があると思う。いろいろなことに広がるということを視野に入れた今</p>

		後の検討を要望しておく。
○五島建設課長		建設課が所管しているのは市道である。今考えているのは市道のみであり、私道については考えていない。
○小野建設部長		生活道の舗装の関係は管理課が所管しているが、現在も補助の要件は残っている。
○田邊委員		評価項目に通学路とあるが、交通安全プログラムと紐づけはされているのか。
○五島建設課長		交通安全プログラムはすぐやる課で対応している。今回の項目に載っている通学路は「通学路であるかどうか」という判断である。
○田邊委員		交通安全プログラム用の様式を学校がまとめて出されていると思うが、資料に書かれている様式とは別なのか。交通安全プログラムとはすみわけをするのか。
○五島建設課長		様式1号の中には代表者の住所、氏名、改良路線の場所、改良したい理由の欄がある。そこに交通安全プログラムの様式を添付していただければまかなえると思っている。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で、道路整備基準についての報告を終了する。
<b>②安芸高田清流園の資源化設備の休止の検討について</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○小野建設部長		この休止の検討については、持続可能な下水道事業のため財政負担の大きい施設管理をいかにしてコスト削減を図っていくかという考えの中、清流園の再資源化設備の休止について今年度取り組んでいこうとするものである。詳細は担当課長より説明する。
○佐々木上下水道課特命担当課長		(説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○熊高委員		費用対効果のことが書いてあるが具体的にどれくらいの金額が削減できるのか。
○佐々木上下水道課特命担当課長		燃料費、光熱費、資源化に係る機器の修繕費。これで約3,500万円と説明したが、この中には汚泥の処分費は入っていない。純然たる3,500万円が来年度から削減できると考えている。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で、安芸高田清流園の資源化設備の休止の検討についての報告を終了する。

		説明員退席のため暫時休憩する。
暫時休憩【11：56～11：56】※説明員退室（建設部退室）		
<b>(6) その他</b>		
<b>①閉会中の継続調査について</b>		
○大下委員長		休憩を閉じて会議を再開する。 その他の項に入る。 閉会中の継続調査事項について協議願う。 お手元の資料の内容以外に追加項目等の意見はあるか。 暫時休憩する。
暫時休憩【11：57～11：59】		
○大下委員長		休憩を閉じて会議を再開する。 先ほどご意見いただいたとおり、別紙一覧を閉会中の継続調査事項として申し出をする。 なお、熊高委員から意見をいただいたとおり、大狩山公園のウォータースライダーでの補償問題を含め、報告のないことについては執行部へ依頼しておく。 以上のことに異議はないか。 (異議なし) 異議がないので、さよう取り計らう。 その他に皆さんからあるか。 (なし) ないようなので「その他」の項を終了する。 本日の議案審査にかかる委員会報告書の作成について意見があったら発言を願う。 (意見なし) 委員会報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに異議ないか。 (異議なし) 異議がないのでさよう決定した。 以上で本日の委員会の議事はすべて終了した。 これをもって第4回産業厚生常任委員会を閉会する。

**【12：01 閉会】**

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会産業厚生常任委員長

第4回産業厚生常任委員会まとめ（令和3年6月23日）

項目	議 題	まとめ
1	議案第40号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例	原案可決（全員賛成）
2	<p>議案第41号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第42号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第43号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第44号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p>	全て原案可決（全員賛成）
3	新型コロナウイルスのワクチン接種について【報告事項】	執行部より説明を受けた。
4	安芸高田市葬斎場あじさい聖苑運営状況について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
5	安芸高田市結婚縁結び事業について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
6	郵便局における特定事務の取り扱いの廃止について【報告事項】	執行部より報告を受けた。

7	安芸高田アグリフーズ株式会社について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
8	第10回高校生の神楽甲子園の開催について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
9	株式会社神楽門前湯治村の新体制について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
10	道路整備基準について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
11	安芸高田清流園の資源化設備の休止の検討について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
12	閉会中の継続調査について	別紙一覧の21項目を閉会中の継続調査とする。